

令和6年11月29日保医発1129第11号

「DPC制度への参加等の手続きについて」の一部改正について（抜粋）

第1 4 DPC制度からの退出について

(略)

(2) 退出の手続き

① (略)

② 入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が0となる場合
入院基本料に係る施設基準の変更の届出により第1の1の(2)の④イに
規定する病床数（以下「対象病床数」という。）が0となる病院（特定機
能病院を除く。）は、入院基本料にかかる施設基準の変更の届出と併せて、
別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課
長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

③、④ (略)

(3) (略)

(4) 退出した病院のDPC調査への参加について

①～③ (略)

④ 入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が0となる場合又
はその他の理由により退出する場合

入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が0となった病院
又はその他の理由により退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定
める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。